

リリックメンバーズクラブ規約

第1条（設置）

公益財団法人長岡市芸術文化振興財団（以下「財団」といいます。）は、財団事業により多くの賛同をいただき、地域文化の向上に寄与することを目的として、「リリックメンバーズクラブ（以下「クラブ）」といいます。」を設置します。

第2条（会員）

会員は、本規約を承認のうえ、このクラブに入会の申込みをされ、財団が入会を認めた方をいいます。

- 2 会員となることにより、別に定める特典を受けることができます。会員特典の内容について追加・変更が生じた場合は、原則として当財団のウェブサイト上への掲載により、会員に通知することとします。

第3条（会員期間）

会員が資格を有する期間（以下「会員期間」といいます。）は、入会した日から翌年の同月末日までとし、以後継続して加入する場合は、1年間とします。

第4条（会費）

会員の年会費は2,000円（税込）とし、入会申込時及び会員期間の更新時に財団の定める方法により支払うものとします。

第5条（届出事項の変更）

会員は、入会時に届け出た内容に変更が生じた場合は、財団の定める方法により直ちに変更手続を行うものとします。

第6条（退会）

会員がクラブを退会しようとするときは、財団へ申し出るものとします。会員期間の途中で退会する場合であっても、会費は返還しないものとします。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、財団は当該会員を退会とすることができるものとします。
 - (1) クラブの業務を妨げる等クラブの不利益となる行為をしたとき。
 - (2) 財団の定める期限内に年会費を納めないとき。
 - (3) その他、会員としての継続が困難と認められるとき。

第7条（個人情報の取扱い）

会員の個人情報については、別に定める「プライバシーポリシー」に基づき適切に取り扱うものとし、会員は、このプライバシーポリシーに従って財団が会員の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第8条（規約の変更）

財団は、本規約をクラブの運営上の必要に応じて変更できるものとします。この場合、変更内容の通知は、原則として財団のウェブサイト上への掲載によるものとします。

第9条（管轄裁判所）

本規約に基づく、会員と財団との諸取引について、万一訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所（長岡支部）を専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、令和3年3月1日から適用するものとします。